

第21回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 平成31年 2月25日 (月曜日)

開催場所 標茶町役場議場

○議事日程

- | | | |
|-----|--|-----|
| 第 1 | 会議録署名委員の指名について | |
| 第 2 | 会期決定について | |
| 第 3 | 会務報告 | |
| 第 4 | 報告第 57号 農用地譲渡申出に係るあっせん結果について | 1件 |
| 第 5 | 報告第 58号 農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について | 1件 |
| 第 6 | 議案第100号 農用地の賃貸借に係る合意解約について | 4件 |
| 第 7 | 議案第101号 農業振興地域整備計画の変更について | 1件 |
| 第 8 | 議案第102号 農用地の買入協議に係る要請について | 1件 |
| 第 9 | 議案第103号 農用地利用集積計画の作成の要請について | 10件 |
| 第10 | 議案第104号 贈与税及び不動産取得税の納税猶予に関する証明について | 14件 |
| 第11 | 議案第105号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する
法律第3条第1項の規定による承認申請について | 1件 |

○出席委員 (14名)

1番	澁谷 洋 君	2番	高松 俊男 君	3番	高原 文男 君
4番	橘 澄子 君	6番	甲斐やす子 君	7番	森田 享子 君
8番	大泉 義明 君	9番	渡邊 裕義 君	10番	平間 清 君
11番	類瀬 正幸 君	12番	熊谷 英二 君	14番	笛木 眞一 君
15番	高橋 政寿 君	16番	佐瀬日出夫 君		

○議事参与の制限を受けた委員 (1名)

■番 ■ 君

○欠席委員 (2名)

5番 嶋中 勝 君 13番 津野 齊 君

○その他出席者

事務局長	相撲 浩信 君	振興係長	小幡 裕也 君
主 査	高橋 望 君	主 事	湊谷 省吾 君

(会長 佐瀬日出夫君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長(佐瀬日出夫君) 只今から第21回標茶町農業委員会総会を開会致します。

只今の出席委員は14名、欠席2名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本総会は成立致しました。

(午前10時15分開会)

◎開会の宣告

○会長(佐瀬日出夫君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

6番・甲斐君 7番・森田君

を指名致します。

◎会期の決定について

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第2。会期決定を議題と致します。

第21回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りと致したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日と決定致しました。

◎会務報告

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第3。会務報告を行います。

会務報告は印刷配布のとおりであります。

◎報告第57号

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第4。報告第57号、農用地譲渡申出に係るあっせん結果について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係(湊谷省吾君) はい。

報告第57号について説明させていただきます。

農用地譲渡申出に係るあっせん結果について次のとおり報告するものであります。

別紙のとおり1件となっております。

番号1。

あっせん譲渡申出者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

あっせん委員長、高橋委員。

あっせん委員、高松委員、高原委員、平間委員。

報告年月日、平成30年11月7日。

譲受人、地番、価格等については下記のとおりとなっております。

当該あっせん案件は、譲渡申出があり上記あっせん委員が指名され、第1回あっせん委員会を開催し土地の価格を算定し譲渡人より了承を得て、第2回あっせん委員会を開催し、農用地の利用関係の調整を実施した結果、公益財団法人北海道農業公社に対し町を経由して買入の要請を行うこととなりましたので、報告致します。

土地の所在、字オソツベツ409-4。

現況地目、畑。

面積、5,108㎡外5筆、合計面積は95,054㎡。

価格、3,236,000円。

一時貸付予定者、XXXXXXXXXXさん。

続いて土地の所在、字上オソツベツ原野7線西6。

現況地目、畑。

面積、50,038㎡外3筆、合計面積は108,719㎡。

価格、4,437,000円。

一時貸付予定者、XXXXXXXXXXさん。

続いて土地の所在、字上オソツベツ原野399。

現況地目、畑。

面積、35,078㎡外1筆、合計面積は80,460㎡。

価格、3,750,000円。

一時貸付予定者、XXXXXXXXXXさん。

続いて土地の所在、字上オソツベツ原野71-1。

現況地目、畑。

面積、30,187㎡外5筆、合計面積は61,259㎡。

価格、2,241,000円。

一時貸付予定者、XXXXXXXXXXさん。

続いて土地の所在、字上オソツベツ原野基線65-1。

現況地目、畑。

面積、10,197㎡外1筆、合計面積は25,515㎡。

価格、594,000円。

一時貸付予定者、XXXXXXXXXXさん。

合計20筆、合計面積は371,007㎡、合計価格は14,257,000円となっております。

番号1につきましては、あっせん委員長であります高橋委員より、報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 15番・高橋君。

○15番（高橋政寿君） 15番・高橋です。

報告第57号、番号1について報告致します。

平成30年10月15日に、あっせん委員の指名があり、平成30年10月25日に高松委員、高原委員、平間委員と私、事務局より相撲局長、湊谷主事で現地調査を行い価格を決定し、あっせん委員長に互選された私より、申出者に価格を提示したところ、譲渡の承諾を得たので平成30年

1 1月7日に [] において、第2回あっせん委員会を開催し、買受希望者を調整したところ、 [] さん、 [] さん、 [] さん、 [] さんに決定しましたが、譲受人より公益財団法人北海道農業公社による農地保有合理化事業の実施の要望がありました。

詳細については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、15番・高橋君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、報告第57号、番号1は報告のとおり承認されました。

◎報告第58号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第5。報告第58号、農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

報告第58号について説明させていただきます。

農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について、次のとおり報告するものであります。

別紙のとおり1件となっております。

番号1。

あっせん賃貸借申出者、 []、 []
[] さん。

あっせん委員長、大泉委員。

あっせん委員、高原委員、高松委員、笛木委員。

報告年月日、平成31年2月15日。

借受人、地番、金額等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、字西標茶80-1。

現況地目、畑。

面積、114, 215㎡外1筆、合計面積は124, 071㎡。

年間賃貸料、109, 440円。

借受人氏名、 [] さん。

賃貸借期間につきましては、公告の日から平成35年12月26日までとなっております。

続いて土地の所在、字西標茶67-1。

現況地目、畑。

面積、19,987㎡外21筆、合計面積は699,658㎡。

年間賃貸料、513,900円。

借受人氏名、XXXXXXXXXXさん。

賃貸借期間につきましては、先ほどと同じなため説明を省略させていただきます。

続いて土地の所在、字上多和75-1。

現況地目、畑。

面積、76,940㎡外17筆、合計面積は330,303.60㎡。

年間賃貸料、270,280円。

借受人氏名、XXXXXXXXXXさん。

賃貸借期間につきましては、先ほどと同じなため説明を省略させていただきます。

合計42筆、合計面積は1,154,032.60㎡となっております。

番号1につきましては、あっせん委員長であります大泉委員より、報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 8番・大泉君。

○8番（大泉義明君） 8番・大泉です。

○会長（佐瀬日出夫君） 休憩致します。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時28分

○会長（佐瀬日出夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○会長（佐瀬日出夫君） 8番・大泉君。

○8番（大泉義明君） 8番・大泉。

報告第58号、番号1について報告致します。

平成31年2月15日に役場小会議室においてあっせん委員会があり、あっせん委員には高原委員、高松委員、笛木委員と私が指名され、事務局より相撲局長と湊谷主事が出席し、あっせん委員長に私が互選されました。

この農地は、XXXXXXXXXXさん、XXXXXXXXXXさん、XXXXXXXXXXさんよりあっせん申出があり、北海道農業公社が買入を実施した農地であり、5年後に公社より取得する予定のXXXXXXXXXXさん、XXXXXXXXXXさん、XXXXXXXXXXさんへ賃貸するものです。

内容については、事務局の説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、8番・大泉君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） 休憩致します。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時30分

○会長（佐瀬日出夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただ今、異議ありのご意見がありましたのでこれより本件については起立により採決と致します。
報告のとおり承認することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○会長（佐瀬日出夫君） はい、起立多数で番号1については報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第58号内容1件は報告のとおり承認されました。

◎議案第100号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第6。議案第100号、農用地の賃貸借に係る合意解約について、
内容4件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号3まで内容3件について、審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号3まで内容3件について、一括議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

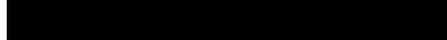
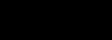
○振興係長（小幡裕也君） はい。

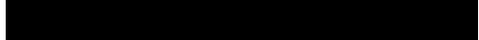
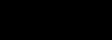
議案第100号について説明させていただきます。

農用地の賃貸借に係る合意解約について、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知が
あった下記の件について、議決を求めるものであります。

合意解約の通知があった土地の表示、別紙のとおり4件であります。

番号1。

賃貸人、、さん。

賃借人、、さん。

土地の表示、字熊牛原野12線東7。

地目、登記簿、原野。

現況、畑。

面積、49,828㎡外6筆、合計面積は266,531㎡。

設定内容は、賃貸借。

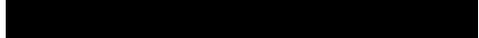
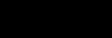
契約年月日は、平成28年11月30日。

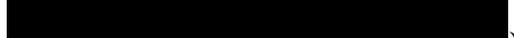
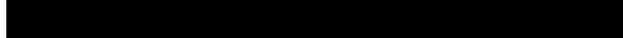
契約期間は、平成28年11月30日から平成33年11月29日まで。

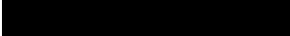
賃貸借の解約が合意された年月日、平成31年1月17日。

土地の引渡し時期、平成31年1月17日。

番号2。

賃貸人、、さん。

賃借人、、

さん。

土地の表示、字熊牛原野 1 1 線東 1 0 - 2 の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、3, 6 7 2 m²。

設定内容は、賃貸借。

契約年月日、平成 3 0 年 9 月 2 5 日。

契約期間、平成 3 0 年 9 月 2 5 日から平成 4 0 年 9 月 2 4 日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日、平成 3 1 年 1 月 1 7 日。

土地の引渡し時期、平成 3 1 年 1 月 1 7 日。

番号 3。

賃貸人、[redacted]、[redacted] さん。

賃借人、[redacted]、[redacted] さん。

土地の表示、字熊牛原野 9 線 3 - 1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、1, 9 8 1 m²外 9 筆、合計面積 2 4, 5 3 5 m²。

設定内容は、賃貸借。

契約年月日、平成 2 8 年 3 月 3 1 日。

契約期間、平成 2 8 年 3 月 3 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 0 日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日、平成 3 1 年 2 月 5 日。

土地の引渡し時期、平成 3 1 年 2 月 5 日。

なお、調査結果につきましては、森田委員よりご報告をお願い致します。

○会長(佐瀬日出夫君) 7 番・森田君。

○7 番(森田享子君) 7 番・森田です。

議案第 1 0 0 号、番号 1 から番号 3 について報告致します。

2 月 1 6 日に、現地を確認してまいりました。

本件につきましては、それぞれ賃貸人の要望により、賃借人と合意解約するものです。

番号 1、賃貸人 [redacted] さん、賃借人 [redacted] さんの土地の引渡し時期は、平成 3 1 年 1 月 1 7 日で、賃貸借の解約が合意された年月日は平成 3 1 年 1 月 1 7 日と確認しています。

番号 2、賃貸人 [redacted] さん、賃借人 [redacted] の土地の引渡し時期は、平成 3 1 年 1 月 1 7 日で、賃貸借の解約が合意された年月日は平成 3 1 年 1 月 1 7 日と確認しています。

番号 3、賃貸人 [redacted] さんと賃借人 [redacted] さんの土地の引渡し時期は、平成 3 1 年 2 月 5 日で、賃貸借の解約が合意された年月日は平成 3 1 年 2 月 5 日と確認しています。

それぞれ引渡し期限前 6 カ月以内に成立しているため、農地法第 1 8 条第 1 項第 2 号の要件を満たし、知事の許可が不要であると判断致しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって番号 1 から番号 3 まで内容 3 件について事務局の説明、並びに現地調査にあられたました 7 番・森田君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号3まで内容3件については原案可決されました。

続いて番号4を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長(小幡裕也君) はい。

番号4について説明させていただきます。

賃貸人、[REDACTED]さん。

賃借人、[REDACTED]さん。

土地の表示、字虹別原野726-10。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、49,412㎡。

設定内容は、賃貸借。

契約年月日、平成27年7月31日。

契約期間、平成27年3月31日から平成37年7月30日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日、平成31年2月8日。

土地の引渡し時期、平成31年2月8日。

なお、調査結果につきましては、笛木委員よりご報告をお願い致します。

○会長(佐瀬日出夫君) 14番・笛木君。

○14番(笛木眞一君) 14番・笛木です。

議案第100号、番号4について報告致します。

2月15日に、現地を確認してまいりました。

本件につきましては、賃借人[REDACTED]さんと、賃貸人[REDACTED]さんと合意解約するものです。

土地の引渡し時期は、平成31年2月8日で、賃貸借の解約が合意された年月日は平成31年2月8日と確認しており、引渡し期限前6カ月以内に成立しているため、農地法第18条第1項第2号の要件を満たし、知事の許可が不要であると判断致しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって番号4について事務局の説明、並びに現地調査にあられました14番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号4は原案可決されました。

以上をもって、議案第100号、内容4件については原案可決されました。

◎議案第101号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第7。議案第101号、農業振興地域整備計画の変更について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君）はい。

議案第101号について説明させていただきます。

農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2に基づき、標茶町長より意見を求められた下記の件について、意見を求めるものであります。

意見を求められた土地の表示は、別紙のとおり1件となっております。

番号1。

区分、除外。

地番、字上チャンベツ原野東3線東14番地9。

現況地目、牧場。

面積、14,295㎡の内25㎡。

事業計画の名称、電気通信基地局設備の建設。

事業主体、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX

XXXXさん。

事業開始、1月31日。

事業の規模等、コンクリート柱等1式。

土地所有者、XXXXさん。

事業の必要性、緊急性、電気通信基地局設備を設置するものであります。

土地選定の理由、当該地は、物理的に電波の伝搬に最適であり、周辺には農用地等以外の代替地も無く、周辺農用地等への影響も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

番号1につきましても、調査委員であります甲斐委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 6番・甲斐君。

○6番（甲斐やす子君） 6番・甲斐です。

議案第101号、番号1について報告致します。

2月18日に橋委員、類瀬委員、津野委員と私、事務局より相撲局長、湊谷主事で現地調査を行いました。

申請地は参考資料の1ページから4ページに記載されていますのでご覧下さい。

この案件は、XXXXXXXXXXさんが携帯電話の基地局を設置するため、農振農用地域内の農地を農地以外にすることを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

調査の結果、妥当と判断し問題ないと思われまます。

この除外を受けようとする土地の表示及び状況、また除外しようとする面積は記載のとおり確認しています。

除外しようとする内容及び、目的、計画についても記載のとおり確認しています。

当該地は周辺に代替地がなく、周辺農用地等への影響も軽微なことからやむを得ないものと判断

いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました6番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

以上をもって、議案第101号、内容1件については原案可決されました。

◎議案第102号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第8。議案第102号、農用地の買入協議に係る要請について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

議案第102号について説明させていただきます。

農用地の買入協議に係る要請について、農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、所有権移転に係る利用調整申出のあった下記の農用地について、公益財団法人 北海道農業公社による買入が特に必要と認められるので、同法第16条第1項の規定に基づき、標茶町長に買入協議の要請をすることについて議決を求めるものであります。

所有権移転に係る利用調整申出のあった農用地は、別紙のとおり1件となっております。

番号1。

利用調整申出者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

申出を受けた年月日、平成30年10月15日。

土地の所在、字オソツベツ409-4。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、5,108㎡外19筆、合計面積が371,007㎡となっております。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第102号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第103号

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第9。議案第103号、農用地利用集積計画の作成の要請について、内容10件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号4まで内容4件について、審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号4まで内容4件を、一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長(小幡裕也君) はい。

議案第103号について説明させていただきます。

農用地利用集積計画の作成の要請について、下記の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、標茶町長に農用地利用集積計画の作成を要請することについて議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積計画は、別紙のとおり10件であります。

番号1。

利用権の設定等を受ける者、
利用権の設定等をする者、
さん。

利用権の設定等をする者、
さん。

土地の所在、字熊牛原野20線東10-3。

地目、登記簿、牧場。

現況、採放地。

面積、138㎡外27筆、合計面積は490,731㎡。

利用権設定等の種類、所有権の移転。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

成立する法律関係、売買。

所有権移転の時期は、平成31年2月28日

対価の支払期限は、平成31年3月14日。

土地の引渡時期、対価の支払日。

価格は、16,001,000円。

支払方法は、指定口座振込みとなっております。

番号2。

利用権の設定等を受ける者、
さん。

利用権の設定等をする者、
さん。

土地の所在、字上多和75-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、76,940㎡外17筆、合計面積は330,303.6㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間は、平成31年2月28日から平成35年12月26日まで。

土地の引渡時期、平成31年2月28日。

金額は、年間270,280円。

支払方法は、毎年12月10日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号3、4につきまして、利用権の設定等をする者、利用権設定等の種類、成立する法律関係、利用権の期間、土地の引渡時期、支払方法が番号2と同じですので、説明を省略させていただきます。

番号3。

利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、字西標茶80-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、114,215㎡外1筆、合計面積は124,071㎡。

利用権設定等の内容、普通畑。

金額は、年間109,440円となっております。

番号4。

利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、字西標茶67-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、19,987㎡外21筆、合計面積は699,658㎡。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

金額は、年間513,900円となっております。

なお、番号1から番号4までは、あっせん案件であるため、改めての現地調査は行っておりません。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1から番号4まで内容4件について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） 休憩致します。

休憩 午前10時51分

再開 午前10時53分

○会長（佐瀬日出夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、ご異議のご意見が出ましたのでこれより本件については起立により採決と致します。
原案可決することに、賛成の方は起立をお願い致します。

（賛成者起立）

○会長（佐瀬日出夫君） はい、起立多数で原案可決されました。

よって、番号1から番号4まで内容4件については原案可決されました。

続いて番号5を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

番号5について説明させていただきます。

利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、字上多和56-3の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、1,007㎡外1筆、合計面積は2,698㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間は、平成31年2月28日から平成41年2月27日まで。

土地の引渡時期は、平成31年2月28日。

金額は、年間400円。

支払方法は、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号5につきましては、大泉委員よりご報告お願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 8番・大泉君。

○8番（大泉義明君） 8番・大泉です。

議案第103号、番号5について報告致します。

2月13日付けで事務局より調査依頼がありまして、2月17日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、継続の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主のXXXXXXXXXXさんは、相手方の希望により農地を貸付けするものです。

借主のXXXXXXXXXXさんは農地を借受け、粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約につきましては、借受人は認定農業者となっており、農地のすべてを効率的に利用して、耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号、各要件を満たし適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号5について事務局の説明、並びに現地調査にあたられたました8番・大泉君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号5については原案可決されました。

お諮り致します。

番号6から番号7まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号6から番号7まで内容2件を、一括議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

番号6。

利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、字熊牛原野12線東7。

地目、登記簿、原野。

現況、畑。

面積、49,828㎡外6筆、合計面積は266,531㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間は、平成31年2月28日から平成41年2月27日まで。

土地の引渡時期、平成31年2月28日。

金額、年間852,000円。

支払方法は、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号7につきましては、利用権の設定等を受ける者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、利用権の期間、土地の引渡時期、支払方法が番号6と同じですので、説明を省略させていただきます。

番号7。

利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、字熊牛原野11線東10-2の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、3,672㎡。

金額は、年間11,750円。

なお、番号6、7の調査結果につきましては、森田委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 7番・森田君。

○7番（森田享子君） 7番・森田です。

議案第103号、番号6及び番号7について報告致します。

2月13日付けで事務局より調査の依頼がありまして、2月16日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、新規の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主の[]さんと[]は、相手側の希望により農地を貸付けするものです。

借主の[]さんは農地を借受け、自給飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約につきましては、借受人は認定農業者となっており、農用地のすべてを効率的に利用して、耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号、各要件を満たし適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号6から番号7まで内容2件について事務局の説明、並びに現地調査にあたられたました7番・森田君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号6から番号7まで内容2件については原案可決されました。

続いて、番号8を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

番号8について説明させていただきます。

利用権の設定等を受ける者、[]、[]
[]さん。

利用権の設定等をする者、[]、[]さん。

土地の所在、字虹別原野721-16。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、38,500㎡外7筆、合計面積は167,053㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間は、平成31年2月28日から平成36年2月27日まで。

土地の引渡時期は、平成31年2月28日。

金額は、年間534,500円。

支払方法は、毎年12月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号8の調査結果につきましては、笛木委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 14番・笛木君。

○14番（笛木眞一君） 14番・笛木。

議案第103号、番号8について報告致します。

2月14日付けで事務局より調査の依頼がありまして、2月15日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、継続の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主の[]さんは、相手方の希望により農地を貸付けするものです。

借主の[]さんは農地を借受け、粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約につきましては、借受人は認定農業者となっており、農用地のすべてを効率的に利用して、耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号8について事務局の説明、並びに現地調査にあたられたました14番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号8については原案可決されました。

続いて番号9を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

番号9について説明させていただきます。

利用権の設定等を受ける者、[]、[]さん。

利用権の設定等をする者、[]、[]さん。

土地の所在、字虹別原野726-10。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、49,412㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間は、平成31年2月28日から平成41年2月27日まで。

土地の引渡時期は、平成31年2月28日。

金額は、年間153,177円。

支払方法は、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号9の調査結果につきましては笛木委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 14番・笛木君。

○14番（笛木眞一君） 14番・笛木です。

議案第103号、番号9について報告致します。

2月14日付けで事務局より調査の依頼がありまして、2月15日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、新規の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主の[]さんは、相手方の希望により農地を貸付けするものです。

借主の[]さんは農地を借受け、粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約につきましては、借受人は認定農業者となっており、農用地のすべてを効率的に利用して、耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号9について事務局の説明、並びに現地調査にあたられたました14番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号9については原案可決されました。

続いて番号10を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

番号10について説明させていただきます。

利用権の設定等を受ける者、[]、[]さん。

利用権の設定等をする者、[]、[]さん。

土地の所在、字クチョロ原野北22線東62-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、25,173㎡外38筆、合計面積は461,144.5㎡となっております。

利用権設定等の種類、使用貸借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、使用貸借。

利用権の期間は、平成31年2月28日から平成41年2月27日まで。

土地の引渡時期、平成31年2月28日。

金額は、無償となっております。

なお、番号10の調査結果につきましては、高橋委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 15番・高橋君。

○15番（高橋政寿君） 15番・高橋です。

議案第103号、番号10について報告致します。

2月13日付けで事務局より調査の依頼があり、2月18日に現地調査を行ってまいりました。利用権設定等の農地につきましては、継続の使用貸借契約であり記載のとおり確認しております。貸主の■■■■■さんは、後継者へ農地を貸付けするものです。

借主の■■■■■さんは農地を借受け、粗飼料の確保を図るということです。

この使用貸借契約につきましては、借受人は認定農業者となっており、農用地のすべてを効率的に利用して、耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号、各要件を満たし適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号10について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました15番・高橋君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号10については原案可決されました。

以上をもって、議案103号、内容10件は原案可決されました。

◎議案第104号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第10。議案第104号、贈与税及び不動産取得税の納税猶予に関する証明について内容14件を議題といたします。

お諮り致します。

番号1から番号14まで内容14件について審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号14まで内容14件を一括議題と致します。

なお、■■■■■番・■■■■■君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になっておりますので、除斥を求めます。

（■■■■■君退席）

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

議案第104号について説明させていただきます。

贈与税及び不動産取得税の納税猶予に関する証明について、租税特別措置法第70条の4第1項の規定に基づき、適用申請のあった下記の者について、意見を求めるものであります。

本件につきましては、まず農業後継者が農地等の贈与を受けた場合の、納税猶予の特例について簡単に説明をさせていただきます。

農地等の贈与税に係る納税猶予の制度は、昭和39年に納期限の延長の特例として創設され、昭和50年に現在の納税猶予の特例と形を変え現在に至っております。

これは農地の細分化の防止や、税制面から農業者後継者を育成することを目的とされております。総会資料の5ページから7ページをご覧ください。

こちらにはですね、この特例の概要を記載させていただいております。

贈与税の納税猶予の特例制度は、一定の要件のもとに農業後継者又は農業相続人が、農業経営を継続することを前提に設けられております。

7ページに記載があるのですが、納税猶予を受け続ける間は3年毎に引き続き納税猶予の適用を受けたい旨の届出を税務署に提出することが必要です。

この届出に農業委員会が証明する、引き続き農業経営を行っている旨の証明書の添付が必要となっており、本総会で経営を継続しているかないかの意見を求めるものであります。

それではですね、議案に戻って別紙のとおり14件となっております。

番号1。

地区名、 。

受贈者氏名、 さん。

贈与者氏名、 さん。

贈与年月日、昭和60年8月24日、以下番号14まででございます。

なお、番号1の さんについては、後継者へ経営移譲されておりますが、農業者年金に係る使用貸借、経営移譲については納税猶予を受け続ける特例がありますので、認められております。

また、番号3の さんについては、法人へ農地を貸付ることで、納税猶予を受け続けることができるので、これも認められておりますので報告させていただきます。

なお、今年度につきましても農地パトロールの中で納税猶予対象地について全て調査を行っておりますので、笛木農地部会長より代表し、農地管理の調査結果について報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 7番・笛木君。

○7番（笛木眞一君） 7番・笛木。

議案第104号、番号1から番号14について代表報告を致します。

平成30年10月16日から平成30年10月29日にかけて、各班に分かれて農地パトロールを実施致しました。

農地パトロールにおいて、全て納税猶予対象の農地は、全筆適正に耕作されており、今後とも引き続き耕作する意思があることを確認しておりますので適正に管理されていると確認致しました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1から番号14まで内容14件について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました14番・笛木君の代表報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号14まで内容14件は、原案可決されました。

以上をもって、議案第104号内容14件は原案可決されました。

(君復席)

◎議案第105号

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第11。議案第105号、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認申請について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長(小幡裕也君) はい。

議案第105号について説明させていただきます。

特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認申請について、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による基づき、下記の者より申請があった特定農地貸付けについて議決を求めるものであります。

承認を求める土地の表示、別紙のとおり1件となっております。

本件につきましては、標茶町が農業者以外の者に自然と触れ合い、農業に対する理解を深めていただくために貸付けする農地を使用貸借するための申請となっております。

総会資料の8ページをご覧ください。

こちらにはですね、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の概要を載せてあります。

2の概要(1)にですね、特定農地貸付けの定義がございます。

1つ目に、10アール未満の農地の貸付けで、相当数の者を貸付け対象として、定型的な条件で行われること。

2つ目に、営利目的としない農作物の栽培の農地の貸付けであること。

3つ目に、貸付期間が5年を超えないこととなっております。

資料の10ページを開いて下さい。

これは、地方公共団体が開設する場合の手続きの関係となっております。

開設手続きのところですね、地方公共団体が開設する場合、申請書に貸付規程を添付し、農業委員会の承認を求めることとなっております。

そのため今回の申請となっております。

13ページを開いてください。

これは、標茶町における貸付規程となっております。

第4条に貸付規程の条件がございます。

この条件につきましては、当該年の11月30日まで貸付をすること、賃料については無料とするのとあります。

また次に18ページをご覧ください。

18ページには、区画予定図となっております、1区画が10メートル×5メートルとなって

おり、1区画50㎡となっております。

この貸付規程について農業委員会が審議をするわけですが、戻ってもらって11ページをお願い致します。

この11ページはですね、標茶町農業委員会が決めました特定農地貸付に関する農地等の特例に関する審査基準を設けて記載しております。

この審査基準に基づき審議を行うんですが、始めに説明させていただきました、特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する貸付要件に倣い、審査基準は制定しておりますので、審査の方をよろしくお願い致します。

なお、10アール未満の農地の考え方なのですが、利用者1人当たりの面積と判断致しますので、宜しくお願い致します。

それでは番号1について説明させていただきます。

申請人住所、氏名、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

所在、[REDACTED]。

登記簿、現況共に畑。

外9筆となっております。

面積は、7,013㎡の内2,000㎡。

貸付期間は、許可の日から平成31年11月30日まで。

貸付主体が権利を取得するもので、権利の種類は、使用貸借権。

所有者名は、住所、標茶町桜14丁目20番地。

氏名、[REDACTED]さん。

この農地の区域は都市計画区域内となっており、標茶町中央公民館事業、町民ふれあい農園、権兵衛村の事業名となっております。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって議案第105号、内容1件は原案可決されました。

◎閉議の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） これをもちまして、第21回標茶町農業委員会総会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

◎閉会の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） 第21回標茶町農業委員会総会を閉会致します。

どうも御苦労さまでした。

(午前11時21分閉会)